# 令和８年度福島県介護ロボット普及促進事業
# 募集要領

募集期間

２０２６年１１月１３日（金）～２０２６年１２月４日（金）１７：００必着

２０２６年１１月

ふくしま医療機器開発支援センター

問合せ先
ふくしま医療機器開発支援センター
指定管理団体：一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構
事業企画推進部　　担当：伊藤（唯）
〒963-8041
福島県郡山市富田町字満水田 27 番 8
TEL：024-954-4014　MAIL：robot@fmdipa.or.jp
HP：https://fmddsc.jp/

## 1　事業の目的

介護サービス事業者及び介護福祉士養成校を対象に、介護従事者の負担軽減、働きやすい職場環境の整備、介護従事者の確保、介護サービスの質向上及び介護ロボットへの理解と活用に向けた教育に資することを目的として、介護ロボットの導入経費の一部を補助する事業を実施します。

## 2　補助対象施設

補助対象施設は、福島県内の介護サービス事業者（高齢者介護施設・介護事業所等）及び介護福祉士養成校です。

【高齢者介護施設】

《県（中核市）が指定・監督を行うサービス》

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設

《市町村が指定・監督を行うサービス》

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）

【介護事業所】

《県（中核市）が指定・監督を行うサービス》

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、
居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、
短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護

《市町村が指定・監督を行うサービス》

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、
地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、
認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

※　平成２９～令和７年度に同補助金を受給した施設等も応募することができます。

## 3　補助対象となる介護ロボットと補助率

1）補助対象介護ロボット

| | | |
|---|---|---|
| ア | 「移乗です」Ⅱ | （株式会社あかね福祉） |
| イ | マッスルスーツ®EXO-POWER | （株式会社イノフィス） |
| ウ | マッスルスーツ®Soft-Power | （株式会社イノフィス） |
| エ | 体動センサ 安心ひつじα | （株式会社エヌジェイアイ） |
| オ | FTcare-i×NBDX | （株式会社ヘルステクノロジー） |

2）補助対象経費と補助率（１台につき）

上記の補助対象介護ロボットの購入に要する経費（本体代金と初期導入費用。以下「補

助対象経費」という。）の４分の３以内とします。なお、以下の点に留意してください。

※　補助対象経費は、消費税抜きの金額とし、３）の補助限度額を上限とする。

※　補助率は１台ごとに適用する。

※　初期導入費用には安全使用講習費用、送料を含む。

※　保守費用と予備の部品（消耗品）、オプション品は、補助対象外とする。

３）補助限度額（1 台ごとの補助率及び限度額）

| 介護ロボット | 補助率 | 補助限度額 |
|---|---|---|
| 「移乗です」Ⅱ | ４分の３以内 | ４８７千円 |
| マッスルスーツ®EXO-POWER | | １４６千円 |
| マッスルスーツ®Soft-Power | | ４０千円 |
| 体動センサ安心ひつじα | | ４３千円 |
| FTcare-i×NBDX | | ４６５千円 |

４）介護ロボットの資料

補助対象機器のパンフレットをふくしま医療機器開発支援センターホームページ上で公開しています。

## ４　応募手続き

１）募集期間

２０２６年１１月１３日（金）～２０２６年１２月４日（金）１７：００まで（必着）

※　申請台数に制限はありません。

２）提出書類

・別紙様式１　福島県介護ロボット普及促進事業経費所要額調書　　１部

・別紙様式２　福島県介護ロボット普及促進事業実施計画書　　１部

・見積書　　１部

※　様式は、ふくしま医療機器開発支援センターホームページからダウンロードできます。

福島県介護ロボット普及促進事業 実施事業者募集について | ふくしま医療機器開発支援センター (fmddsc.jp)

３）提出先

一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構

事業企画推進部　担当：伊藤　唯香

〒９６３－８０４１　福島県郡山市富田町字満水田２７番８
TEL：024-954-4014　　Mail：robot@fmdipa.or.jp

４）提出方法
ア）パソコンで作成した場合：作成した書類をメールに添付して提出する。
イ）手書きで作成した場合：原本を郵送で提出する。
（封筒に「補助金申請書」とご記入ください）
※　ア）の方法で提出いただくと、提出書類に不備があった際に、円滑に修正できます。

## ５　審査、内示、交付申請

１）審査
募集期間終了後、応募書類の審査を行います。

２）内示
審査終了後、福島県から申請者に対して、交付予定額を内示します。採択されなかった場合も通知します。

３）交付申請
交付予定額の内示を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請書（第１号様式）、事業計画書（第２号様式）、収支予算書（第３号様式）、福島県介護ロボット導入促進事業経費所要額調書（別紙様式１）、福島県介護ロボット導入促進事業実施計画書（別紙様式２）、通帳の写しを福島県に提出してください。

４）提出先
福島県保健福祉部高齢福祉課
〒９６０-８６７０　福島県福島市杉妻２番１６号(西庁舎７階)
TEL　０２４－５２１－７１６４
FAX　０２４－５２１－７７４８
Mail　koureihukushi_shisetsu@pref.fukushima.lg.jp

## ６　補助金請求

１）完了・実績報告
交付決定通知書が届いた補助事業者は、計画どおり補助対象介護ロボットを購入し、事業完了の日から換算して３０日を経過した日、又は２０２７年３月３１日（水）までに完了報告書（第６号様式）、実績報告書（第７号様式）、事業実績書（第８号様式）、収支精算書（第９号様式）、交付請求書（第１１号様式）、経費精算額調書（別紙様式３）、事業実績書（別紙様式４）ロボット写真及び納品書、請求書、領収書を福島県に提出してください。

２）補助金の支払い

ア　原則として精算払いとします。ただし、概算払いの必要が認められた場合は、概算払いも可とします。

イ　補助事業者のうち補助金の概算払いを希望する場合は、２０２７年3月３１日（水）１７時までに福島県介護ロボット普及促進事業補助金概算払請求書（第５号様式）に次に掲げる書類を添えて、福島県に提出してください。

・請求書の根拠がわかる書類

・その他知事が必要と認める書類

〈応募から補助金受領までの流れ〉

| ステップ | 提出書類 | 時期 |
|---|---|---|
| 応募<br>【事業者→機構】 | 経費所要額調書（別紙様式①）<br>実施計画書（別紙様式②）<br>見積書 | 期限：<br>２０２６年１２月４日（金） |
| 内示通知<br>【県→事業者】 | － | ２０２６年１２月中旬頃<br>までに補助対象事業者へ交付 |
| 交付申請<br>【事業者→県】 | 交付申請書（様式①）<br>事業計画書（様式②）<br>収支予算書（様式③）<br>別紙様式①、別紙様式②、通帳の写し | ２０２７年1月８日（金）までに県へ提出 |
| 交付決定通知<br>【県→事業者】 | － | 交付申請受理後から順次 |
| 実績報告<br>【事業者→県】 | 完了報告書（様式⑥）<br>実績報告書（様式⑦）<br>事業実績書（様式⑧）<br>収支精算書（様式⑨）<br>別紙様式③、別紙様式④、写真、納品書、請求書、領収書 | 期限：<br>事業完了の日から起算して３０日を経過した日、又は２０２７年3月３１日（水）のいずれか早い日までに県へ提出 |
| 額の確定通知<br>【県→事業者】 | － | 事業実績確認後 |
| 補助金請求<br>【事業者→県】 | 交付請求書（様式⑪）<br>写真、納品書、請求書、領収書 | 実績報告と併せて福島県へ提出 |
| 補助金の支払い<br>【県→事業者】 | － | 交付請求書受領後随時 |

7　交付決定を受けた事業者の皆様に

1）県からの交付決定を受け、介護ロボットを購入した事業所等の皆様にお願いです。機構では、介護ロボットの使用状況調査のため、ヒアリングを実施しますので、ご協力をお願いします。

介護ロボット納入後１か月経過した以降の時期に訪問したいと考えております。

5・6についての問合せ先

福島県保健福祉部高齢福祉課

〒９６０－８６７０　福島県福島市杉妻２番１６号(西庁舎７階)

TEL　０２４－５２１－７１６４

FAX　０２４－５２１－７７４８

Mail　koureihukushi_shisetsu@pref.fukushima.lg.jp

1から4についての問合せ先

ふくしま医療機器開発支援センター　事業企画推進部

〒９６３－８０４１　福島県郡山市富田町字満水田２７番８号

TEL　０２４－９５４－４０１４

FAX　０２４－５２４－４０３３

Mail　robot@fmdipa.or.jp